

学校施設の有効活用に関する有識者会議 開催要綱

(趣旨)

第1条 学校施設開放事業の望ましいあり方を検討し、市民の貴重な財産である学校施設の更なる有効活用を図るとともに、開かれた親しみやすい学校づくりを推進するため、専門的な見地及び利用者、保護者等の立場から幅広くご意見を頂戴することを目的として、学校施設の有効活用に関する有識者会議（以下、「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 会議に参加する者は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校施設開放運営委員会の会長、開放管理者等の職にある者
- (3) 学校施設開放事業の利用者
- (4) 保護者代表
- (5) 前各号に掲げる者のほか、事務局長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、15名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第4条 教育長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 教育長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(会議の公開)

第5条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な懇談会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則 (令和6年3月21日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月21日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。